

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 委員会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条に基づき、委員会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の種類及び業務)

第2条 委員会は次のとおりとし、本会の専門的事項について会長の諮問に応え、また事業の運営に積極的に参加するため、各号に掲げる事項を取り扱うものとする。

(1) 総務地域委員会

総務地域係所管業務（善意銀行を除く）に関する事項

(2) 在宅福祉委員会

在宅福祉係所管業務に関する事項

(3) ボランティアセンター運営委員会

ボランティアセンター及び善意銀行の運営に関する事項

(4) シルバー人材センター運営委員会

シルバー人材センターの運営に関する事項

(5) その他

本会の事業を運営していくなかで一時的に必要と思われる委員会

(委員及び役員)

第3条 各委員会は、若干名の委員で構成する。

2 前条第1号及び第2号の委員会の委員は、理事の中から会長が選任し委嘱をする。

3 前条第3号の委員会の委員は、ボランティア団体、福祉委員、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、教育機関、福祉団体、預託者、昭和村行政機関の中から会長が選任し委嘱をする。

4 前条第4号の委員会の委員は、会員、老人クラブ連合会、社会福祉関係機関の中から会長が選任し委嘱する。

5 前条第5号の委員会の委員は、事業に合わせて必要と思われる委員を会長が選任し委嘱する。

6 各委員会に、委員の互選による委員長1名、副委員長1名を置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱状に示す期間とする。

(委員会の開催)

第5条 各委員会は、必要に応じて委員会を開催する。

2 委員会は、会長並びに委員長の連名で招集する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。